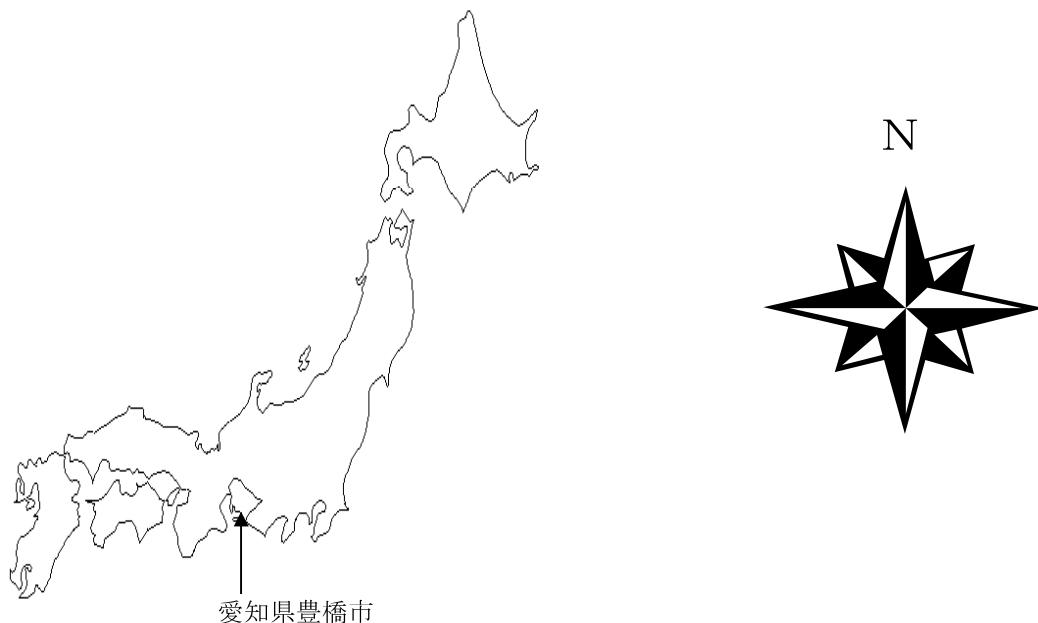


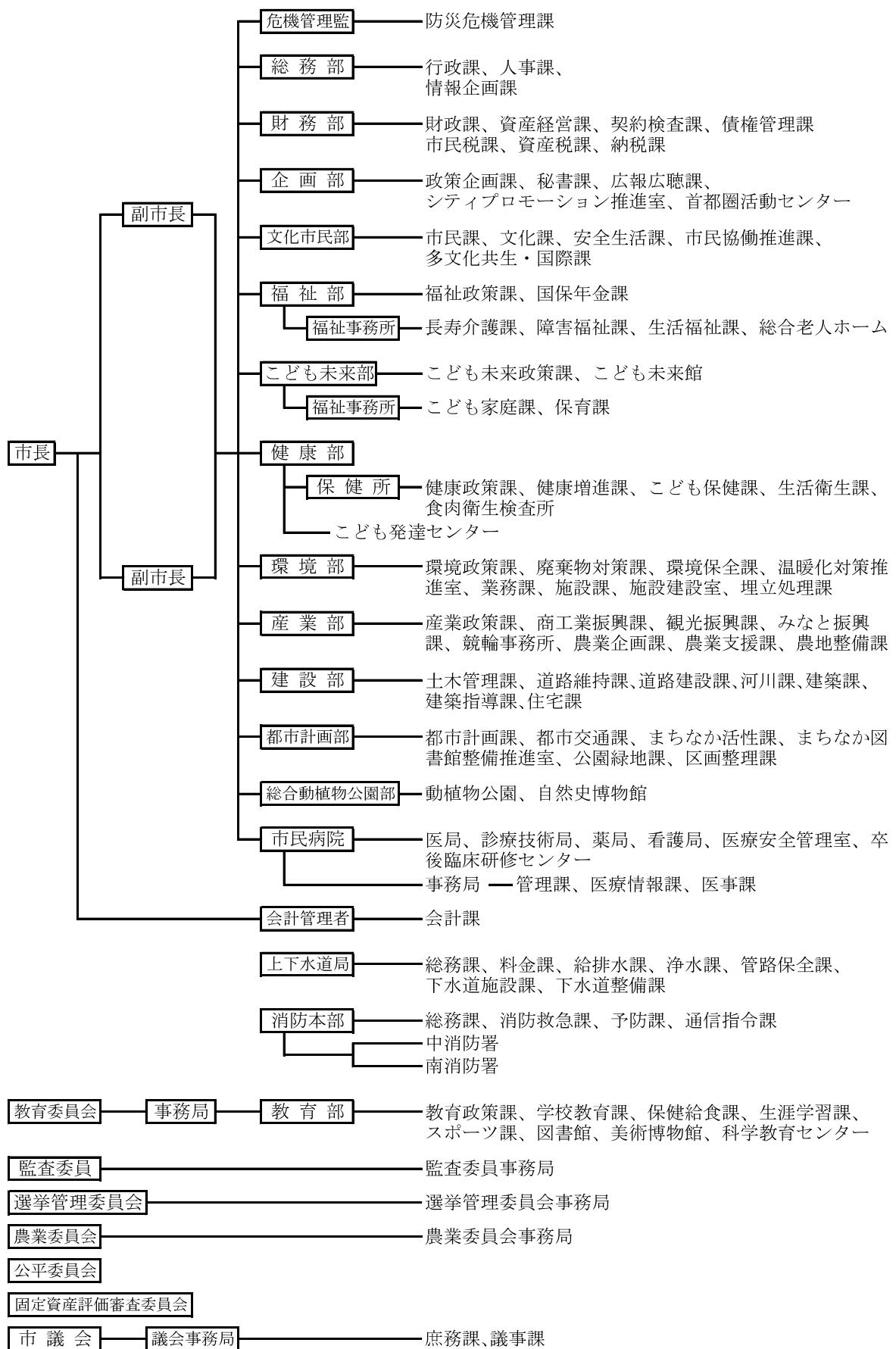
1. 市勢の概要

年別	世帯数	人口			備考
		総数	男	女	
25	149,718	379,678	190,209	189,469	平 25.4.1 現在
26	150,605	378,530	189,651	188,879	平 26.4.1 現在
27	151,764	377,962	189,507	188,455	平 27.4.1 現在
豊橋市 市の 広さ	面積 km ² 261.35	東西 km 17.80	南北 km 23.90	市役所 の位置	東經 137° 23' 29" 北緯 34° 46' 09"



2. 豊橋市行政機構図

(平成27年4月1日現在)



3. 税務機構及び職員数

平成27年4月1日現在

部 課	グル ープ 別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長 長	主 幹 幹	課 長 補 佐	専 門 員	主 査 員	グ ル ープ 員		
		財 務 部 次 長						1	1. 税務全般の統轄に関すること。
		1	1	1	1			4	1. 市民税課業務全般に関すること。
財 務 部	税制 法人 グル ープ								1. 法人市民税及び事業所税の申告納付及び減免に 関すること。 2. 市たばこ税及び鉱産税の申告納付に関すること。 3. 国有提供施設等所在市助成交付金に関すること。 4. 税制の調査及び統計に関すること。 5. 税務各課との連絡調整に関すること。
					2	5	7 (1)	1)	
市 民 税 課	個人 市民 税 グル ープ								1. 個人市民税の賦課調定に関すること。 2. 個人市民税の賦課資料の収集管理に関すること。 3. 個人市民税の減免に関すること。
					8	19 (3)	27 (3)		
	計	1	1	1	1	10 (4)	24 (4)	38 (4)	() 内は、うち再任用職員数

平成27年4月1日現在

部 課	グル ープ 別	職 員 数						合 計	事務分掌
		課 長 長 幹 補 佐	主 幹 幹 幹 幹	課 長 長 門 門 門	専 門 門 門 門	主 幹 幹 幹 幹	グ ル ープ 員 員 員 員 員		
財 務 部	賦 課 ・ 調 査 グ ル ープ	1	1	1	4			7	1. 資産税課業務全般に関すること。 1. 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関する こと。 2. 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。 3. 固定資産課税台帳等に関すること。 4. 固定資産税(土地)の住宅用地の認定に関すること。
						8	24 (1)	32 (1)	
資 産 税 課	窓 口 ・ 管 理 グ ル ープ							1	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に係る台帳宛名 管理に関すること。 2. 特別土地保有税の申告納付に関すること。 3. 特別土地保有税の非課税認定並びに徴収猶予及び 減免に関すること。 4. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 5. 軽自動車税の賦課調定及び減免に関すること。 6. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び 試乗標識に関すること。 7. 市税の納税証明に関すること。 8. 個人市民税の所得証明、課税証明、非課税証明等に に関すること。 9. 固定資産課税台帳等の閲覧に関すること。 10. 土地及び家屋の価格通知に関すること。 11. 資産(評価)証明、車庫証明等に関すること。
						3	5 8		
	計	1	1	1	4	11	29 (1)	47 (1)	() 内は、うち再任用職員数

平成27年4月1日現在

部 課	グ ル ー プ 別	職 員 数						合 計	事 務 分 堂
		課 長	主 幹	課 長 補 佐	專 門 員	主 查	グ ル ー プ 員		
財 務 部	取 納 啓 発 グ ル ー プ	1	3	1	5			10	1. 納税課業務全般に関すること。 1. 納税意識の普及宣伝に関すること。 2. 市税等の口座振替に関すること。 3. 市税等の督促状に関すること。 4. 市税等の過誤納金還付及び充当に関すること。 5. 市税等の窓口収納事務に関すること。 6. 市税等の欠損処分に関すること。 7. 徴収嘱託及び受託徴収に関すること。 8. 市税等及び市税外収入の整理に関すること。 9. 市税等の納税相談に関すること。
						4	8	12	
	納 税 課								1. 市税等の納税相談に関すること。 2. 市税コールセンターに関すること。 3. 滞納金整理に関すること。 4. 滞納者の実態調査に関すること。 5. 滞納処分に関すること。 6. 延滞金の減免に関すること。 7. 納税の猶予に関すること。 8. 市税等の窓口収納事務に関すること。 9. 愛知県東三河地方税滞納整理機構に関すること。 10. 差押物件換価に関すること。 11. 広域連合に関すること。
	計	1	3	1	5	12	24	46	(再任用職員5名を含む。)
		3	5	3	10	33	77	132	(次長1名・再任用職員10名を含む。)

4.税務職員特殊勤務手当

(平成27年4月1日現在、単位:円)

種類	支給基準	支給単位	支給金額
滞納整理手当	府外にあって行う滞納金の徴収及び督促事務	日額	400
	滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	1件につき	800
	公売又は競売による換価	1件につき	800